

令和5年度 大野城市人権政策審議会 第2回会議 議事録

日 時 令和5年9月29日（金）14：00～15：00
場 所 大野城市役所 新館4階 427会議室
出席委員 溝口会長 見城副会長 坂本委員 佐藤委員 井石委員 田丸委員
川邊委員 中島委員 大林委員 安成委員
欠席委員 なし
事務局職員 〔人権男女共同参画課〕 永野課長 松本係長 大楠主事

〔開会 14時00分〕

- 1 開会
- 2 会長挨拶 溝口会長挨拶
- 3 議事

○松本係長

続きまして、次第の3、議事に移ります。

ここからの議事の進行につきましては、溝口会長にお任せしたいと思います。

それでは、溝口会長、よろしくお願いいたします。

○溝口会長

それでは、別紙1はそれぞれの委員さんに郵送されてきたと思いますが、別紙1のほうからご覧になってください。これについての説明、質問や意見に対する回答がまたありますので、それを聞かれて、また何かありましたらその都度ご質問、ご意見等ください。

別紙1、2ページを一括して説明してもらいます。その後、質疑に入りたいと思います。

では、事務局のほうから説明をお願いします。

○松本係長

それでは、議事の（1）についてご説明をいたします。詳細は担当者からご説明させていただきます。

○大楠主事

人権男女共同参画課の大楠でございます。では、順を追って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、令和4年度進捗状況報告書案に対するご意見一覧というところで、まず別紙1をご覧ください。別紙1は5ページあります。

別紙1は、進捗状況報告書の審議会意見欄に記載し、担当課に回答を求めるものでございます。次回、10月27日に開催予定している第3回会議の際には、各課からの回答を記入して、またご報告するという流れになります。

では、順に説明させていただきます。別紙1の1ページです。

進捗状況報告書の7ページ、学校教育について。「子どもたちの「いのち」を守る研修会は多くの参加を得てよかった。市民対象にも必要と思う」とのご意見をいただきました。

これについて審議会意見では「子どもたちの「いのち」を守る研修会は多くの参加があり、よい取組である。小中高生の自死が過去最多となっていることや多くの若者が悩みを抱えていることを踏まえ、広く市民を対象とする研修会として取組を進めてもらいたい」と記載したいと考えております。

進捗状況報告書9ページ、家庭教育についてです。こちらは、お二人の委員からご意見をいただきました。

一つ目は、「PTA総会や保護者懇談会で保護者に対し人権に関する学習会を設けるという項目があるが、実施内容が見当たらない。総会を書面で行う学校もあるため代替案が必要なのではないか」というご意見です。

これについては、記載内容として「PTA総会や保護者懇談会で保護者に対し人権に関する学習機会を設けるについては、PTA総会は書面のみで行う学校もあり、懇談会の参加率が低い場合も多く、代替案が必要なのではないか」と記載したいと考えております。

二つ目です。「家庭教育学級について重要性は高く、気づきや学びの多い事業である。担当課の支援をお願いしたい」といったご意見です。

これについては「家庭教育学級は自主運営が困難な学校もあると思うが、学校を取り巻く地域での人間関係を豊かにする。自分の子が客観的に見えるようになるなど、気づきや学びが多い。子育てが落ち着き、親が社会復帰する準備期間に家庭教育学級を皆で運営しながら学びを重ね、自己確立に励んでいけるよう、担当課は支援をお願い

いしたい」と記載したいと考えております。

では次に、別紙1の2ページ目をご覧ください。

報告書11ページの家庭教育のところ、児童向け啓発冊子の配布についてです。「令和4年度は1校だけの配布であるが、市内全校の同一学年に配布したほうが効果的では」というご意見でした。

これについては「児童向け啓発冊子の配布が1校のみである。毎年市内全校の同一学年に配布したほうが効果的ではないか」と記載したいと考えております。

続いて、報告書の12ページ、地域に関する部分です。ここでは、コミュニティ別人権・同和問題研修会の参加者数についてご意見をいただいております。ご意見の前半部分は担当課に対する質問として整理させていただきました。後ほど別紙2で詳しくご説明いたしたいと思っております。

後半の参加者募集についての部分で、関係団体との連携強化の必要性についてのご意見部分を審議会意見として、「コミュニティ別人権・同和問題研修会参加者の募集については関係団体との連携を強化する必要があるのではないかと記載したいと考えております。

続いて、報告書13ページ、同じく地域に関する部分です。ここでは、講演会や研修会の新規参加者獲得についての課題や関係団体との連携強化などについてご意見をいただきました。

審議会意見としての記載は「全市民に対する有効な人権啓発事業の一つである講演会や研修会は新たな参加者獲得が長年の課題であり、今後は今以上に国や県などの自治体、関連団体、地域との連携や取組の強化が望まれる」と記載したいと考えております。

まずは最初の2ページについてご説明いたしました。ここまででご質問などはございますでしょうか。

○溝口会長

6項目について今説明がありましたので、その6項目、委員さん方の中でここに対する質問や意見をされた方で、もうちょっと聞きたいとか、ほかの委員さん方でも、今、回答を聞いてどうなのかなと思われたところがありましたら、ご質問、ご意見ください。いかがでしょうか。

では、一応今の回答とか方向性でおおむねということによろしいですかね。はい。

では、次に行きましょう。3、4ページをお願いします。

○大楠主事

ありがとうございます。では引き続き説明いたします。

別紙1、3ページをご覧ください。

報告書18ページ、教育啓発活動の推進についてご意見をいただいております。ご意見の後半部分は担当課に対する質問として整理させていただきましたので、後ほどまた別紙2で詳しくご説明したいと思います。

前半のご意見で「動画やオンライン配信などについて今後も継続するべき取組である」とのご意見をいただきました。

審議会意見の記載として「令和4年度は動画オンライン配信方式及び対面方式を通じて、各種人権課題に関する研修会、講演会を実施したところ、年代層の拡充を含め多くの参加者があり、目標を超える成果があったと見受けられるので、今後も継続するべき取組である」と記載したいと考えております。

続いて、報告書21ページ、人材の育成と活用の充実についてです。啓発促進リーダーの育成について、前半は担当課へのご質問として整理させていただきました。後ほどご説明いたします。

ご意見としては、市民参加の少なさについてのご意見をいただきましたので、審議会意見といたしまして「市職員の参加人数に対して市民の参加人数が少なく感じる。市民参加の募集方法について検討すべきである」と記載したいと考えております。

報告書27ページ、情報提供の拡充及び強化についてです。効果検証の方法についてご意見をいただきました。

審議会意見として「インターネットを活用して各種事業について市民に情報発信していくとされ、啓発記事の掲載回数をもって事業評価がされているが、掲載時期や期間のほか、アンケート結果など、効果検証として活用してはどうか」と記載したいと考えております。

では、一つめくって4ページをご覧ください。

報告書42ページ、地域における女性活躍推進事業の取組について、「目的と実施内容がだんだんとかげ離れている。見直すべき」とのご意見をいただきました。

審議会意見として「現在の取組は受講希望者を確保することに重きを置いているため、講座が内容と乖離してきているように思う。受講者の人数よりも本来の目的に沿

った講座にするべきである。また、受講後は男女平等推進センター関連の企画に参加していただくなど、受講者を実践につなげていく工夫が必要である」と記載したいと考えております。

報告書63ページ、障害のある人の社会参加と交流活動の開催についてのご意見です。現在の取組は一部の人にしか目的が達せられておらず、内容や開催方法、頻度の見直しについてのご意見をいただきました。

この部分は「より多くの社会参加や交流のできる機会を設けるとあるが、今回の取組のままでは一部しか目的が達せられてないように思う。もっと多くの人と交流するためには、各コミュニティでの交流の場や月1度程度の継続的なスポーツや文化交流などの取組のサポートが必要と思われる」と記載したいと考えています。

続いて74ページ、学校におけるインターネット教育の推進についてです。ご意見の後半は担当課への質問として整理いたしました。

前半は、事業実施の意義について、関係機関との連携についてのご意見をいただきましたので、審議会意見として「昨今では若年層の間でもインターネットにおける誹謗中傷などの人権侵害が問題となっている中で、小中学生を対象としたインターネットの正しい利用方法についての教育は大変有意義なものとする。今後もぜひ、携帯事業者と連携した人権教室なども含めて検討を実施していただきたい」と記載したいと考えております。

4ページまでのご説明です。ここまでで何か質問はございますでしょうか。

○溝口会長

3ページ、4ページの内容につきまして、質問、ご意見ありましたらお願いします。よろしいでしょうかね。

もし、1回全部通していきますので、ちょっとここは言っておきたいというのがありましたら、また後でも構いませんのでご質問、ご意見ください。

では、5ページをお願いします。

○大楠主事

説明いたします。

こちらは、進捗状況報告書全体についてのご意見を井石委員からいただきました。内容としては「報告書の記載内容は成果についての記載のみで課題が示されていない。

継続事業であるからにはP D C Aサイクルの構築が不可欠である」というご意見です。

こちらは、報告書の冒頭部分に総括的指摘事項として記載したいと考えておりますので、後ほど議題2で詳しく説明させていただきます。

何かご質問はございますでしょうか。

○溝口会長

この点につきまして、よろしいでしょうか。

また、ご意見ありましたら後ほどお願いします。

では、次は資料、別紙2ですかね。別紙2について引き続き、1、2ページから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大楠主事

それでは続きまして、別紙2の説明をいたします。本日お配りしました報告書修正案と併せてご覧ください。報告書を修正したもの、修正せずにご回答さしあげたものとございますので、順にご説明させていただきます。

まず、報告書5ページの記載内容について、就学前教育の取組の具体的な内容を知りたいとのご意見をいただきました。

担当課に確認いたしまして、園児が体験した活動や保育の現場での命の大切さをどのように伝えているか、報告書に内容を追記したいと考えております。追記する内容は右に示しております。

続いて、報告書6ページ、市保育所連盟の研修教材についてです。こちらも担当課に確認し、視聴覚教材のタイトルを追加いたしております。

2ページをご覧ください。報告書9ページについてですが、誤記が1点ありました。申し訳ありません。修正いたしております。

同じく9ページ、家庭教育学級について、実施回数が多かったため、報告書は実施合計件数で記載しておりましたが、ページを追加し一覧表で掲載したいと考えております。本日お配りした資料1の中の4枚目の家庭教育①保護者の学習機会の提供と支援というページを一つめくっていただきまして、3ページ目に各学校の家庭教育学級の実施内容を一覧表にして掲載いたしております。こちらのページを追加していきたいと考えております。

続いて、報告書の12ページ、コミュニティ別人権・同和問題研修会の参加人数につ

いて、担当課の想定人数のご質問をいただきました。こちらについてですが、令和元年、コロナ禍以前、各コミュニティセンターに100名以上の参加者がありました。コロナ禍になりましてから開催方法の検討をいたしまして、動画配信を取り入れた上で市職員の参加人数に上限を設定いたしました。最大参加人数を抑えてこのたび実施したものでございます。全体としましては、令和4年度、令和5年度もそうですが、コロナ禍前のおおむね半数程度を想定しておりました。今後、コロナやインフルエンザの状況を見ながら、開催方法について検討を重ねてまいりたいと思います。また、さきの審議会の意見として掲載する予定であります関係機関との連携強化についても併せて検討課題としていきたいと考えております。

同じく、報告書18ページ、動画配信等の周知方法についてです。こちらは、市の公式ホームページの事業案内に、市の公式ユーチューブチャンネルのリンクを張りつけてまして、ワンクリックで動画視聴ができるように工夫したのと同時に、市職員向けの庁内電子掲示板での周知や市関連施設へのチラシ配布、ポスター掲示などを行っております。

続いて、報告書18ページの実施内容についての記載のご質問です。「実施内容についての記載がほかのページと重複している。実施内容が同じ事業を一つにまとめてはどうか」とのご意見です。この点については、次年度、報告書の末尾に資料編などを作成、追加し、できる限り集約して記載することと改善するようにしたいと考えております。

ここまでで何かご質問はございますか。

○溝口会長

1、2ページの項目について何かございませんか。

今回は今日配付されているのも一緒にちょっと、修正案のところは報告書を出されていますので、それも併せて見ていただいて、ご質問、ご意見ありましたら。

ちょっとすいません、一ついいですか。

3の家庭教育のところ「保護者が正しい人権感覚を身につけられるように」という表記が報告書にあるんですけども、ほかのところで「正しい」の表記を「豊か」がいいんじゃないかと出しているところが。最初気づかなかったので、すいません。ここも「豊か」のほうがいいんじゃないかな。

正しい人権感覚というのは定義が難しい。何をもって正しいとするのかというのが

ですね。「豊か」というのは人によってちょっと感覚の持ち方も若干違いはあるんですけども、人権感覚が少し高まっている状況を通して「豊か」という表現のほうがいいのではないかなと思いますので、もしよかったらそこは「豊か」と書いてもらったほうがいいかなとちょっと思っております。

○大楠主事

ありがとうございます。家庭教育報告書の中の内容のところの「保護者が正しい人権感覚を身につけられるように」という記載部分のことでよろしいでしょうか。

○溝口会長

はい。

○大楠主事

はい。

○永野課長

その前の保育所のところにも「正しい人権感覚」という表現がありますので、そこも併せて。

○溝口会長

そうですね。そこもありましたね、「正しい」というのがですね。

○大楠主事

ありがとうございます。

では、報告書の記載内容やそのほかの資料の中で似通ったところがありましたら、こちらのほうで確認をいたしまして修正をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○溝口会長

それでは、3、4、5ページの説明をお願いします。

○大楠主事

では続いて、別紙2、3ページをご覧ください。

報告書21ページ、啓発促進リーダーの参加対象者についてです。市民参加については市広報紙に掲載するほか、福祉・人権に関する市関連団体に案内を出し、募集をいたしておりますので、そのように回答させていただいております。

報告書24ページ、「職員の人権・同和問題研修会の開催回数は複数同日開催がなされ全10回となったと理解してよいか」というご質問をいただいております。開催回数につきましては、8月2日に2回、4日に3回、8日に3回、10日に2回、計10回実施いたしております。

続いて、報告書27ページの記載内容に関してです。こちらは、市ホームページのセキュリティ強化のことについてご質問をいただきました。

この件については、市の所管課であるプロモーション推進課に確認をいたしましたところ、10月1日から市及び心のふるさと館のホームページにつきましては常時SSL化する予定となっているとのことです。公民館やコミュニティセンターについても将来的に対応を現在検討しているとのことです。こちらに回答として記載させていただきました。

一つめぐりまして、4ページをご覧ください。

男女平等推進センターの事業実施内容について、まとめて件数と人数を掲載していたところ、記載内容が不十分というところで、一覧表にてページを追加し記載いたしております。こちらは当日配付いたしました資料の中の修正案の中から、2、分野別施策、2、女性に関する問題の①市民を対象とした講演会の開催、啓発情報の発信などによる啓発というページになります。こちらに、男女平等推進センターの令和4年度の事業とその参加人数を記載させていただいております。それぞれの事業の中には、たくさんの種類の講座や参加していただいた方もたくさんあるのですが、詳細については、男女共同参画審議会などで審議をいただいております報告書が、私ども所管課、人権男女共同参画課で別に作成しているものがございますので、この人権の進捗状況報告書については、それぞれの事業全体の延べ参加者数を一覧表で記載させていただいております。そちらの一覧表を報告書に追記するような形で整理させていただいております。

次に、報告書44ページ、相談先チラシを中学3年生へ配布した理由についてご質問をいただいております。こちらですが、中学校卒業後は義務教育から離れますので、

学校を通じた支援ができなくなるというところから、卒業後の県内相談先を周知するために行っているものです。小中学校に在籍する生徒については、市子ども相談センターのチラシを毎年配布しているとのこと。また、アプリの導入について令和5年度に計画しているところで、導入後の活用については今後検討していくとのこと。

よろしいでしょうか。

○大楠主事

今、私がお説明したのは、5ページの田丸委員さんからいただいた質問に対する回答です。説明が前後してしまいました。4ページの溝口会長からご質問いただいた部分の説明が抜けておりました。「児童虐待などの早期発見、早期支援についての事例について、あれば教えてください」というご質問でございました。担当課回答のとおり、乳幼児健診などをきっかけに、子ども家庭担当者の相談員や臨床心理士などにつながり、子どもへの接し方などの助言を経て支援につながったという事例をこちらに記載いたしております。ご確認ください。

続いて、また5ページに戻りまして、46ページのところのご質問でございます。こちらは報告書46ページに、いじめ解消率100%としているところで、何ををもって100%としているかという基準と、認知件数などの考え方についてご質問をいただいております。お二人の委員からご質問いただいておりますが、担当課の回答のとおり、解決とする考え方としましては、解決は事象が発生した3か月以上経過後、4か月目にその後の経過などを聞き取りをしながら解決したかどうかの確認をしているところです。令和4年度3月末までに確認できる件数としては47件、こちらは令和4年4月から11月までの認知件数でございます。この全ての事案について解決済みであるとの学校の報告を受け、承認されたことから、解消率100%と記載することとなっております。

ここまででご質問ありますでしょうか。

○溝口会長

3、4、5ページの内容につきまして、もうちょっと詳しくとか、ご意見とかありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

じゃあ、6ページ、7ページをお願いします。

○大楠主事

では、続いて説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。

報告書52ページです。就学援助の支給率について、この82%は令和4年度の新入学用品費を申請期間中に申請した355件を母数とし、そのうち前年度中に早期申請を入学前までに受け付け、支給できた割合を示しています。残りの17.3%は、入学後に新入学用品費を支給しているというところになります。こちらの82.7%につきましては、入学する前に用品費を全て支給され、それをもって用品の購入に充てることが実現できた件数ということになっております。

続いて、報告書57ページについては誤記がございました。申し訳ありません。修正いたしております。

続いて報告書65ページ、相談対応の周知方法は、市ホームページを通じて周知しているとのことです。

報告書66ページ、筑紫地区差別解消支援地域協議会に関するご質問です。担当課の回答のとおり、差別に関する相談事案の共有、広報、啓発活動の推進に取り組んでいる筑紫地区5市及び障害者福祉団体などで構成されている協議会であるとのことです。

続いて、一つめくっていただいて7ページをご覧ください。

報告書74ページに関するご質問です。申し訳ありません。ご質問、ご意見等のところの最後の行が見切れておりますので、ここで補足させていただきます。最後のところは「具体的にはどのような手法で、参加者の範囲なども伺いたいと思います」という記載で、ご質問をいただきました。担当課の回答として、保護者、児童生徒が一緒に自宅からオンラインで参加するような方法や、生徒は学校、保護者は自宅という形で参加をしたり、学校によっては1学年は直接参加、他学年はオンラインで参加するなどの手法を取っているとのことです。

続いて、報告書76ページ、アンコンシャスバイアス、マイクロアグレッションの事例についてご質問がありました。本市としては現在事例は把握しておりません。ただ、こちらの具体的な定義について補足してご説明します。こちらをご一読ください。

続いて、報告書78ページ、職員の病休取得についてのご質問です。令和2年度以降、職員の病休取得が増加傾向にあります。相談先の周知回数を増やすなどの対応を取っているところです。今後も職員に情報が伝わるよう周知を行っていく必要があると考えているとの回答です。

最後です。男女平等推進センターの愛称であるアスカラという名称を報告書に掲載するというご要望をいただきました。本報告書は行政資料となるため、本市の他の計画との統一性も考慮いたしまして、大野城まどかぴあ設置条例に記載されている男女平等推進センターの名称で掲載させていただきたいと考えております。なお、愛称アスカラについては、市民の皆様により広く親しまれ活用いただけるよう、PRに努めていきたいと考えております。

以上で別紙2についての説明を終わります。

○溝口会長

今の5ページ、6ページ、7ページについて、ご質問、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。

次は、総括的意見の説明になりますかね。事務局のほうからお願いします。

○松本係長

それでは、人権政策審議会総括的意見（案）の用紙をご覧ください。A4、1枚の紙になります。

こちらにつきましては例年、報告書の冒頭部分に審議会の議論などを踏まえて掲載していくものとなります。このたび事務局で案を作成いたしましたのでご検討をお願いするものです。

全文を読み上げるのは時間がかかりますので抜粋して説明させていただきます。

令和4年度の事業に関する総括としましては、インターネットを活用した取組についての評価として、これまでのコロナ禍で培ってきたライブ配信や動画配信など、インターネットを活用した手法を取り入れた事業も多く見受けられました。これらの取組は感染症対策として有効であるだけでなく、時間的、場所的制約が少ないなどの意見も多く、事業の内容や対象者において引き続き柔軟に活用していただくことが必要ですと記載しております。

また、中盤では、令和4年度は全国水平社創立100周年の節目であり、人権週間といい、当課では規模が大きな事業で、同和問題にまつわる映画を上映するなどの取組を行ったこと、また、昨年度は全国水平社創立100周年であったことから、同和問題（部落差別）に関連する事業が多く実施されました。例年実施されているコミュニテ

イ別人権・同和問題研修会や啓発冊子の作成などに加え、人権週間事業として映画上映会も行われ、多くの市民が改めての同和問題（部落差別）について考えるよい機会になったものと思われますと記載しております。

これらの総括意見につきましてご意見などがある場合は、本日の会議終了後にご意見提出用紙にご記入いただくなどしてご返送いただければありがたいと思っております。

総括的意見についての説明は以上となります。

○溝口会長

今ちょっと質問しておきたいこととかありますか、この意見につきまして。詳しくは今日配付の用紙に質問とかご意見とか記載していただいています、今ちょっとそれに当たって聞いておきたいということがありましたらご質問ください。

○大林委員

すいません。非常にささいなことかもしれませんが、1ページの意見書の中に同和問題という表現が3回出ているんですけども、審議員の皆さんが出された書類とかここでの発言の中に、ほとんどその表現はなかったように記憶しているんですけども。同和問題は大事な問題ですので、そこを取り上げるというのは賛成なんです、審議員の先生方から出ている中には、子どもの問題とか家庭の問題、女性の問題というところに対する関心が非常に強い。また、そこは今日的な問題としてまだやっぱり指摘し取り組む必要があるんじゃないかという、そういうようなところも一つあったのかなという気がするものですから、審議会の意見としてのバランスとして、記載の仕方のところ、ちょっとその辺りが気になったというところがございます。

○松本係長

ご意見ありがとうございます。大林委員のご意見を踏まえまして、また改めて検討してまいりたいと思います。

○溝口会長

ほかにございませつか。

また、もしございましたら質問用紙にご記入の上、市のほうに提出いただいたら

いのではないかなと思っています。よろしくお願いします。

それでは、次に進めたいと思います。次は、基本指針に基づく対応ですかね。

○松本係長

次は総括的指摘事項について説明させていただきます。

○溝口会長

すいません。もう1ページありました。申し訳ないです。

○松本係長

こちらは先ほども少し触れておりますが説明させていただきます。

井石委員からご意見として提出いただきました内容を、進捗状況報告の全体に関する指摘事項として取り入れさせていただきたいと考えております。

記載内容について読み上げます。

進捗状況報告は、成果についての記述はあるものの、課題については明確に示されていない。計画事業であるからにはP D C Aサイクルの構築が不可欠であるとさせていただいております。

この文言につきまして、ご質問やご意見などがありましたらお願いしたいと存じます。

○溝口会長

このページにつきまして。P D C Aサイクル、なかなか聞き慣れない言葉ですけど、Pはプランですよね。プランを立てて、D o、実践をする。Cって何でしたっけ。

○大楠主事

チェックです。

○溝口会長

ああ、すみません、チェックをして、アクション、次の計画につなげるということですね。そういうサイクルでもう一回しっかり事業を見直していくほうが効果的ではないかというご意見だと思います。

○大林委員

質問ですが、P D C Aサイクルというこの内容ですね。これは市の人権政策、実施計画書の中身とか、頂戴している進捗状況の報告書の内容とか拝見しますと、私はてっきりこれに沿ってやっていたんじゃないかと。つまり、その内容がかなりこの中に当然含まれているので、ここでまた何でこれを取り込む、またこういうふうな視点ですという方向が出てきたのかなという素朴な疑問ですね。その辺りをちょっと教えていただきたいと思います。

○松本係長

ご意見ありがとうございます。そちらの定義が、おっしゃいますように、こちらの実施状況報告書が、最初の計画、内容、目的がPになりまして、実績がD oと。評価がチェックというような形になりますので、そちらの辺りを少し分かりやすく解釈をしていただけるような表現を回答として記載していきたいというふうに思います。

○永野課長

委員の皆さんが読んでいただいた中で、そのP D C Aサイクルは、特に課題について明確に示されていないと感じられる部分が多分おありだったんだろうと思います。こちらとしては、もちろんこの作業自体P D C Aサイクルの中でやっている事業であるんですけど、記載の方向としてそこが十分表現されていないところがあるというような指摘かなと思いますので、その部分について再度、次年度、今年度も気づく部分があれば内容を見直しながら、委員の皆様、市民の皆様により分かりやすい表現を心がけていきたいと考えております。

○坂本委員

すいません。細かいことで申し訳ないですけど。先ほどの説明では、P D C Aに沿った形で実際にやっているだけけれども、実際の書き方とか表現の仕方とか、そんなところでまだ十分ではないところがこの中にはあるんじゃないかということ、そこについて見直しをしようと、そういうことですね。

○永野課長

そういうこともご指摘いただいたと感じております。こちらとしてですね。

○坂本委員

分かりました。

○溝口会長

ありがとうございます。

ほかございませんか。

○井石委員

これは私が検証して出したんですけど、同じ委員がずっと中に関わるわけじゃありませんし、2年とか何年かで替わることが当然あります。その場合に、替わった後はこの書類しかありませんので、書類を見た場合にもう少し明確に課題等々があると、そのままスムーズに入っていけるということです。これをしてないということではありません、されています。十分されていると思うんですけど、されているのであれば、そういうものを残していただきたい。当然のことながら、この審議会というのはずっと継続するわけですけど、同じ委員がずっと担当するわけじゃありませんので、そういった意味で、替わった委員に分かりやすいような書類であればいいかなということで、P D C Aサイクルは当然実施されていると思いますけど、もう少しその辺を。特に課題の面をしっかりと記載していただければ、新たに委員になった方も分かりやすいのかなということで提案をさせていただきました。よろしいでしょうか。

○川邊委員

この報告書を見ていると、結構フラストレーションがたまるんですね。非常に細かくて。これの本来の目的は、いろんな差別とか人権とかいうのをどれだけ市民に広く知らしめていくかということで、じゃあそのために今、状況はどうなのか、全体としてね。それぞれの個別じゃなくて全体としてどうなのか。それを1年やって、どうよくなったのか。その総括がどうも見えないんですよ。

そこが本来P D C Aであって、本来の目標値にどれだけ近づいたか、いや近づかん、だったらやり方変えましょうと。これが本来のP D C Aなんですね。そこがあまりにも小さなものになり過ぎちゃって、何か見えないというところが。何か去年も同じような話をしたような気がするんですけど。

そこをぜひ担当の人権男女共同参画課が取りまとめて、うまく下のほう、ほかの課に下していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○永野課長

ありがとうございます。

○溝口会長

今のご意見を踏まえていただいて、今後の総括の書き方であるとか、何をもって、何を中心に検討してもらうのかとか。そのことをしっかり提起をしてもらおうと、もう少しここが分かりやすくなっていくのかなというふうに思いますので、今の意見も踏まえて、来年度の書き方についてまた提案していただいたらいいのかなと思っています。よろしくお願いします。

では続きまして、自己評価一覧についての説明をお願いします。

○大楠主事

それでは説明いたします。

前回、第1回の審議会で、自己評価の欄につきまして報告書を修正したものが一覧表に反映されていない部分がありました。申し訳ございません。修正したものをお手元にお届けしておりますので、ご確認をお願いいたします。こちらは最終的な報告書になりましたときにまた、ページとして差し込んでお渡ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○溝口会長

前回から修正されたものとか、記入されてなかったものが今回明確に出されていますので、またご覧になって、もし何か疑問に思うところがありましたら、今日配られた意見のほうにも書いていただいているのではないかなと思っておりますが、今、何か出しておきたいこととかありますか、これについて。よろしいですかね。

じゃあ、次に行きます。資料になりますかね、今度は。資料についての説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○大楠主事

それでは説明いたします。

第3次大野城市人権教育・啓発基本指針。同指針に基づく実施計画及び第3次大野城市人権教育・啓発基本指針に基づく実施計画（概要版）の記載内容についてご意見をいただいております。

資料の1ページ目をご覧ください。

まず、概要版の修正についてです。「正しい人権感覚」と記載されているところを「豊かな人権感覚」としたほうがよりよいのではないかというご意見をいただきました。こちらは先ほどの進捗状況報告書の中も同じですし、この概要版についても「正しい人権感覚」との記載を「豊かな人権感覚」と修正いたします。

次に、分野別施策の推進についてです。まず、「同和問題」と記載されているところを「同和問題（部落差別）」と修正することにいたしております。

また、本文中に「部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ」といった文言を盛り込んでほしいとのご意見をいただきました。こちらは本文の中では、まず正式名称を書きます。部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）の趣旨を踏まえ、市民一人一人が同和問題への正しい理解と認識を深めるため、現実に行われている差別の実態などをきちんと伝えることが必要です。関係機関や関係団体と協力しながら、市民への啓発活動を進めるとともに、学校教育の段階から子どもたちに正しい知識を伝えていくため、人権・同和教育を進めていきますと修正いたしております。

2ページ目をご覧ください。

分野別施策、障がい者に関する問題の部分です。こちらにも、根拠法である「障害者差別解消法の趣旨を踏まえ」といった文言を盛り込むことにいたしました。

本文中です。まず、正式名称、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の趣旨を踏まえ、障がい者への差別・偏見に対する意識の高まりを社会で受け入れてつなげていくためにも、ノーマライゼーションの一層の浸透を図る必要があります。ノーマライゼーションについては注釈を末尾のページに載せております。市民に障がいや障がい者についての正しい知識を広め、様々な場において障害者の社会参加を支援することができるよう、教育と啓発を進めていきますとしております。

次に、分野別施策の推進、外国人に関する問題の部分です。こちらにも根拠法を盛り

込んだ記載内容に修正しております。

内容としては、名称、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）の趣旨を踏まえ、近年増加しているヘイトスピーチなどの差別行為を防ぐため、外国人と日本人の相互理解の機会を充実するとともに、多文化共生、異文化理解に関する教育と啓発を進め、共生の意識に根づいた地域社会の実現を目指しますというふうに修正しております。

次に、資料3ページをご覧ください。

こちらは基本指針の中身についてのご指摘でございます。1点です。第3次大野城市人権教育・啓発基本指針、一番最初にお配りいたしました、表紙に大きなひまわりのマークがついているこちらの冊子でございますが、その28ページです。保護観察官という名称の漢字に誤りがございました。大変申し訳ございません。こちらはすぐに修正をして、公表資料など差し替えてまいりたいと思います。

最後に、同じく人権教育・啓発基本指針資料編57ページのところについてです。こちらに、大野城市男女共同参画条例を記載してほしいとのご意見がございました。

こちらについて、ご指摘のページは国内法について年表としてまとめて掲載している部分であるため、本市の条例については、ほかの条例も含めて掲載を行っておりませんでした。このたびのご指摘を受けまして、本市の条例や計画などについても年表の作成について検討したいと考えておりますが、内容の整備に少々お時間をいただきたいと考えておりますことから、他の改定も含めて、次年度第1回の審議会でお諮りする予定とさせていただきます。

以上でございます。

○溝口会長

今の資料の3ページ分で何かご質問、ご意見ございませんか。

1ページ目の同和問題のところの修正の一番右の本文、「部落差別」という字が違ってきますね。

○大楠主事

すみません。ご意見一覧表で申し上げた誤植があったんですが、本日お配りしました概要版のほうは正しく書かせていただいているかと思っております。申し訳ありません。失礼いたしました。

○溝口会長

ああ、そうですね。これをちょっと見ていたところでした。

ほかはございませんか。どうぞ。

○永野課長

ちょっと補足でよろしいですか。概要版の修正というところでご説明させていただいたんですが、当然本編のほうにも影響してくる部分がございます。なので、本来はこの場で本編のほうをきちっと議題として出した上で、皆さんのご承認を受けて改定という形になるんですが、それについては、先ほどの条例の年表も含めていろいろ整理が必要でございます。

○溝口会長

今年度中で間に合わない分は、また来年度に向けて整理をされて、もう一度提案されるということですが、それはよろしいでしょうかね。

ありがとうございます。

もう一度全体を通して、ここは言い忘れたんだけどというのがありましたら、ご質問、ご意見ください。

○川邊委員

さっき言えばよかったんですけど、いじめの問題100%。あれって、説明受けましたら、要は、いじめが発生しましたよと学校側が認知して、それに対して、解決しましたという校長からの報告が上がって、それが全部上がれば100%。それって、本来の評価基準になるのかな。要は、いじめをなくしたいわけですね。いじめ自体の発生件数をゼロに持っていきたいと。そんなことないかもしれませんが。ちょっと評価のやり方がおかしいかなと、ちょっと疑問に思った次第です。どうぞ担当課のほうに伝えてください。

○永野課長

要は、当然全てを認知できているわけではないということだと思うんです。ただ、認知したのについてはきちんと対応して、解決まで持っていつている。ただ、認知

がどのくらいできているかというところはなかなか割り出すのが難しいというところだと思います。なので、いかにしていじめを見つけるか、見抜くか、大人が知ることができるかというところが一つの大きなポイントなんだろうと思っております。

先ほどいただいたご意見については、担当課である教育委員会のほうにはきちんとお伝えしたいと思っております。ありがとうございます。

○川邊委員

認知件数自体でも評価していいと思うんですけどね。一つの学校で10件あったら、それが今年は半分になったとかね。それでも効果は出てるなと思うんですけど。

○溝口会長

それと併せて未然防止の取組。いじめを生まない取組をどう学校が展開してきたのかということも評価されてみたら、それを参考にして、ほかの学校もできていったりします。いじめについては、どこの学校も当然起き得ることだと認識されてきたところだと思います。そういう意味では未然に防いでいくという取組をぜひ評価してもらいたいのかなとも思います。

ほかございませんか。どうぞ。

○安成委員

先ほどちょっと聞き漏らしたような感じなんですけど、55ページに国内関係ということで、いろんな条例とか記載されていますけれども、国がこういうふうになっているというけれども、じゃあ大野城市は何しているのというところをですね。市がいろいろな人権問題に関してのことをいっぱい決められてると思うんですけど、そのところ何かちょっと見えないような気がいたしますので、大野城市はこのことに対してこういう条例をつくっている、こういうふうに行っていますよというようなことを記載していただけたらと思います。

○松本係長

ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたことは、基本指針の冊子の55ページ以下の部分でございますので、先ほどもご説明差し上げましたが、本市の取組についても検討した上で、

また新年度ご提案させていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○溝口会長

これと併せて市の取組というふうに分かるようにしてもらおうといいかもしれませんね。今のご意見も含めてですね。ありがとうございました。

ほかございませんか。

本当ありがとうございました。皆さん方のご意見で、またよりよいものになっていくんじゃないかなと思いますので、また今後につながったらと思っております。今日のご審議ありがとうございました。

事務局のほうにお渡しします。

○松本係長

委員の皆様、ご審議誠にありがとうございました。また、ご意見、ご助言も賜りましてありがとうございました。

それでは最後に、本日お配りした当日配付資料の中に、人権政策審議会第2回会議に関するご意見等提出用紙というものを入れさせていただいております。本日、会議の中でお伝えできなかったご意見やご助言などがございましたら、こちらのほうに記載していただきまして、10月10日火曜日をめどに事務局のほうへご提出いただきましたらありがたいと思います。

それでは最後に、終わりの言葉を人権男女共同参画課長から申し上げます。

○永野課長

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただき、また、大変膨大な量の資料だったと思うんですが、目を通していただき、大変貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

本日いただいた意見については、進捗状況報告書の審議会意見欄の内容として、今日のご意見を参考に意見を固めまして、各担当課のほうに、各所属の会議の中で出していたいただいた意見も含めてしっかり伝えて、改善につなげていきたいと思っております。

もう1回最終の確認のための会議を開かせていただきますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○松本係長

それでは以上をもちまして、人権政策審議会の第2回の会議を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。誠にありがとうございました。

〔閉会 15時00分〕